

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

平成29年12月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年12月6日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 鈴木 正雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

38,809人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

342,551人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	179,080人
長岡市	76,789人

三条市	28,164人
柏崎市	24,335人
新発田市	28,059人
小千谷市	10,314人
加茂市	8,091人
十日町市	15,556人
見附市	11,628人
村上市	17,827人
燕市	22,827人
糸魚川市	12,610人
妙高市	9,476人
五泉市	14,764人
上越市	54,788人
阿賀野市	12,322人
佐渡市	16,442人
魚沼市	10,597人
南魚沼市	16,042人
胎内市	8,546人
聖籠町	3,870人
弥彦村	2,316人
田上町	3,493人
阿賀町	3,451人
出雲崎町	1,330人
湯沢町	2,357人
津南町	2,871人
刈羽村	1,317人
関川村	1,705人
粟島浦村	100人